

動薬協会発 172 号
平成 29 年 9 月 14 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 福井 邦 顕
(公 印 省 略)

平成 29 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について

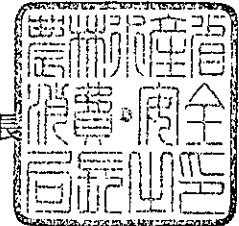
平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり農林水産省消費・安全局長通知（29 消安第 3170 号）がありましたので、お知らせします。

29消安第3170号
平成29年9月12日

公益社団法人日本動物用医薬品協会理事長殿

農林水産省消費・安全局長



平成29年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知いたしましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いいたします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分に御理解の上、傘下会員各位等に対し周知いただくとともに、都道府県の家畜防疫員による飼養衛生管理の確認のための立入検査、定点モニタリング及び強化モニタリングの検査対象農場の選定等に協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。



写

29消安第3170号
平成29年9月12日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

平成29年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の防疫対策については、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成27年9月9日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）により実施するほか、「平成29年度の秋以降に備えた高病原性鳥インフルエンザ防疫体制の強化について」（平成29年6月29日付け29消安第1755号農林水産省消費・安全局長通知）等により、貴都道府県の家きん飼養農場に対する発生予防対策に関する情報提供及び指導又は助言を実施していただくようお願いしてきたところです。

我が国における昨年度の発生を受け、本年6月に公表された「平成28年度における高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査報告書」において、「平成28年度は、アジアのみならずヨーロッパの国々においても、様々な亜型の本病ウイルスが確認されており、平成29年度の秋以降の本病ウイルスの我が国への侵入リスクは高いと言わざるを得ない。また、中国においては、最近、H7N9亜型の本病ウイルスが中国各地の家きんから検出されており、同亜型のウイルスが我が国に持ち込まれる可能性もある。」とされており、今秋以降も、引き続き厳重な警戒が必要と考えられます。

つきましては、渡り鳥の本格的な飛来シーズンを迎えるに当たり、特に下記の事項に留意の上、本病の発生予防対策及び万一の発生に備えたまん延防止対策に万全を期するようお願いいたします。

記

I 発生予防対策

1. 家きんの飼養農場における飼養衛生管理の確認及び指導

別紙1に基づき、家きん飼養農場に対し、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第16号。以下「法」という。）第51条の規定に基づく立入検査により、同法第12条の3の飼養衛生管理基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）の遵守状況を確認し、適切な指導をすること。特に、長期にわたって立入検査に応じない所有者に対しては、罰則の適用を含めて厳格に対処すること。

2. 人・車両、野鳥を含む野生動物を介したウイルスの農場内及び家きん舎内への侵入防止

上記1の機会も活用し、改めて、「平成29年度の秋以降に備えた高病原性鳥インフルエンザ防疫体制の強化について」（平成29年6月29日付け29消安第1755号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、家きん飼養農場に対する情報提供及び指導又は助言を実施すること（小規模な家きん飼養農場に対する情報提供等に当たっては、別添1も活用すること。）。

II まん延防止対策

1. 早期発見・早期通報

家きんの飼養者、獣医師等に対して、法第13条の2第1項の症状の内容について周知するとともに、当該症状を呈している家きんを発見したときは、遅滞なく、当該家きん又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所に通報するよう、指導すること。また、本病にかかった家きんの死亡羽数の増加が比較的緩やかな場合もあることを踏まえ、飼養者に対し、平時からの飼養家きんに対する注意深い健康観察とともに、死亡羽数の増加はもちろんのこと、産卵率の低下、さらには元気消失といった異状が見られた場合の早期通報の徹底を周知すること。

2. 的確な初動対応の徹底及び連携体制の確認

家きんの所有者等から上記1の通報を受けた場合には、速やかに、防疫指針第4に基づく対応を的確に実施すること。また、万一の発生に備え、県内の家畜衛生主務部局以外の部局との調整を図るとともに、防疫指針第2の2の（8）に基づき、近隣都道府県、市町村、関係機関及び関係団体との連携体制を確認すること。また、防疫指針第2の2の（10）及び第4の7に基づき、発生時の精神的及び身体的ストレスへのケアのための対応や、食鳥処理場における本病発生時の対応について、公衆衛生部局等との連携体制も確認すること。

3. 本病の発生に対する必要な人員及び防疫資材等の確保

本病が発生した場合、速やかに防疫措置が講じられるように、防疫指針第2の2の（7）に基づき、本病が発生した場合に必要な人員を確保すること。

万一の発生に備え、防疫資材、検査試薬等を必要量確保するとともに、それらの緊急時における円滑な入手について、調達先を確認し、調整（緊急時の連絡体制の確認を含む。）を行うこと。

また、防疫指針第2の2の（11）の規定に基づき、本病発生時の防疫措置に伴い必要となる埋却地、焼却施設等の確保のための調整及び確認を行うこと。

III その他（野鳥のサーベイランス）

別添2のとおり環境省から野鳥のサーベイランスの協力依頼があったことを踏まえ、引き続き、防疫指針第3の5の（2）に基づき、自然環境部局と相互に連絡、適切に分担して野鳥のサーベイランス検査を実施するとともに、野鳥等において本病ウイルスが確認された場合には、防疫指針第3の5の（1）に基づき、周辺農場に対し、必要に応じ立入検査を実施するほか、注意喚起及び家きんの健康観察の徹底を指導すること。

家きんの飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び報告並びに指導の徹底について

1 目的

家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥）の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認及び報告するとともに、適切な飼養衛生管理を指導することにより、高病原性鳥インフルエンザ等家きんの伝染性疾病の発生の予防に万全を期する。

2 立入検査の対象農場

100羽以上（だちょうの場合にあっては、10羽以上）の家きんの所有者の農場。また、これまでの立入検査の結果、飼養衛生管理上問題点が確認された農場は優先的に立入検査を行うこと。

なお、対象農場以外の農場についても、報告は求めないが、できる限り、立入検査を行うこと。

3 確認の方法

- (1) 別紙2の飼養衛生管理チェック表を活用し、家畜防疫員が各農場を訪問して飼養衛生管理基準の遵守状況を確認するとともに、指導の徹底を図ること。その際、1つの農場を複数名で確認した場合には、必ず家畜防疫員が最終的な確認を行うこと。

飼養衛生管理に関する指導を行った場合には、後日その改善状況を確認すること。

家畜防疫員一人当たりの確認対象農場数が多い地域であって、立入検査の十分な実施が困難と考えられる地域については、非常勤職員、自衛防疫団体等を活用し、報告期限までに、飼養衛生管理の確認及び指導を確実に終了すること。

- (2) なお、本年4月1日以降に既に立入検査が実施され、上記(1)の確認が終了した農場については、当該確認結果をもって、防疫指針第2の2の(2)の①の立入検査に代えることができるものとする。ただし、既に確認が終了し、報告期限までに再度の立入検査の予定がない農場及び「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針及び高病原性鳥インフルエンザ等に関する特定家畜伝染病防疫指針等に基づく立入検査の実施について」（平成29年2月1日付け28消安第4760号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）に基づき家畜の所有者（管理者を含む。）による自己点検結果（定期報告書）を確認することで立入検査に代えることとした農場に対しては、定期報告書（家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別記第14号）の飼養衛生管理基準の遵守状況のチェック表を用いて、飼養衛生管理の状況を自己点検するよう指導すること。

4 報告の方法

立入検査の結果については、様式1-1及び1-2による飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書を作成し、農林水産省消費・安全局動物衛生課病原体管理班 (kokunai_boeki@maff.go.jp)宛てに電子メールにより提出すること。

5 報告の期限

平成29年11月30日 (木)

6 その他

- (1) 上記4により提出された飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書については、動物衛生課において都道府県別に取りまとめ、個々の農場が特定されないように配慮した上で、公表する。
- (2) 立入検査において、飼養衛生管理基準の遵守に協力が得られない農場に対しては、「家畜伝染病予防法第12条の5の規定による指導及び助言、同法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令に関するガイドラインの改正について」(平成29年2月1日付け28消安第4763号農林水産消費・安全局動物衛生課長通知)を踏まえ、各都道府県における手続に従い、指導・助言、勧告、命令を講ずること。
- (3) 長期にわたって立入検査に応じない農場がある場合、その原因を分析をした上で、立入検査の実施を見込めないと判断したときは、罰則の適用を含め、厳格に対処すること。

飼養衛生管理基準の遵守状況のチェック表

(別紙2)

※記載方法：遵守している項目の にチェック印を付けること。
該当しない項目には、「-」を付けること。

(家保記載欄)

鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合

達成度
(該当を○で囲む)

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握等(発生予防または延防止に関する情報の入手等)		A・C
<input type="checkbox"/>	自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾患の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。 (例) ・家畜保健衛生所からの情報を確認するとともに、指導を遵守している。 ・農林水産省の家畜防疫に関するホームページを閲覧している。 ・家畜衛生に関する講習会(研修会)に参加している。	A: チェックあり C: チェックなし
2. 衛生管理区域の設定		A・B・C
<input type="checkbox"/>	① 衛生管理区域を設定している。	A: チェックが2個 B: チェックが1個 C: チェックなし
<input type="checkbox"/>	② 衛生管理区域とそれ以外の区域との境界が分かるようにしている。	
3. 衛生管理区域への病原体の持ち込みの防止		A・B・C
<input type="checkbox"/>	① 門又は看板の設置等により、必要のない者を、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	A: チェックが7~8個
<input type="checkbox"/>	② 衛生管理区域に出入りする車両の消毒をしている。	B: チェックが4~6個
<input type="checkbox"/>	③ 衛生管理区域及び家きん舎に出入りする者の手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	C: チェックが0~3個
<input type="checkbox"/>	④ 衛生管理区域専用の衣服及び靴並びに家きん舎ごとの靴を設置し、出入りする者に着用させている。	
<input type="checkbox"/>	⑤ 他の畜産施設に立ち入った者を、必要がある場合を除き、その日のうちに衛生管理区域に立ち入らせないようにしている(家畜防疫員、獣医師その他の畜産関係者を除く。)	
<input type="checkbox"/>	⑥ 過去1週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	
<input type="checkbox"/>	⑦ 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家きんに直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	
<input type="checkbox"/>	⑧ 過去2月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないようにしている。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒等の措置を講じている。	
4. 野生動物等からの病原体の侵入防止		A・B・C
<input type="checkbox"/>	① 家きん舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。	A: チェックが4~5個
<input type="checkbox"/>	② 野生動物の排せつ物が混入するおそれがある水を家きんに給与する場合には、消毒をしている。	B: チェックが2~3個
<input type="checkbox"/>	③ 野鳥等の野生動物の家きん舎への侵入を防止することができる防鳥ネット等の設置及び修繕をしている。	C: チェックが0~1個
<input type="checkbox"/>	④ 家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、破損箇所の修繕をしている。	
<input type="checkbox"/>	⑤ 家きんの死体を保管する場合には、保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講じている。	
5. 衛生管理区域の衛生状態の確保		A・B・C
<input type="checkbox"/>	① 家きん舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	A: チェックが3個
<input type="checkbox"/>	② 家きん舎又はケージが空になった場合には、清掃及び消毒をしている。	B: チェックが2個

③	家きんの健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養していない。		C:チェックが0~1個
6. 家きんの健康観察と異状が確認された場合の対処			A・B・C
①	家きんに特定症状(※)を確認した場合には、直ちに家畜保健衛生所に通報することとしている。		A:チェックが7~8個
②	家きんに特定症状を確認した場合には、農場からの家きん及びその死体、畜産物並びに排せつ物を出荷し、又は移動させないこととしている。		B:チェックが4~6個
③	家きんに特定症状以外の異状を確認した場合には、直ちに獣医師の診療を受けることとしている。		C:チェックが0~3個
④	毎日、飼養する家きんの健康観察をしている。		
⑤	他の農場等から家きんを導入する場合には、導入元での疾病の発生状況や導入する家きんの健康状態の確認等をしている。		
⑥	他の農場から家きんを導入した場合には、当該家きんに異状がないことを確認するまでの間は、他の家畜と接触させないようにしている。		
⑦	家きんの出荷又は移動の直前に健康状態を確認している。		
⑧	家きんの死体又は排せつ物を移動する場合には、漏出を防止するための措置を講じている。		
7. 埋却等の準備			A・C
①	埋却地を確保している。		A:チェックが1~2個
②	焼却又は化製のための準備措置を講じている。		C:チェックなし
8. 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管			A・B・C
①	衛生管理区域に立ちつた者に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。		A:チェックが3~4個
②	家きんの所有者及び従業員の海外への渡航に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。		B:チェックが2個
③	家きんの導入、出荷又は移動に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。		C:チェックが0~1個
④	家きんの異状に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。		
9. 大規模所有者に関する追加措置(大規模所有者のみ記入)			A・B・C
①	農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連携をとっている担当獣医師又は診療施設を定め、家きんの健康管理について定期的に指導を受けている。		A:チェックが2個 B:チェックが1個 C:チェックなし
②	従業員が家きんに特定症状を確認した場合に、大規模所有者の許可を得ずに直ちに家畜保健衛生所に通報することを規程したものを作成し、従業員に周知徹底している。		

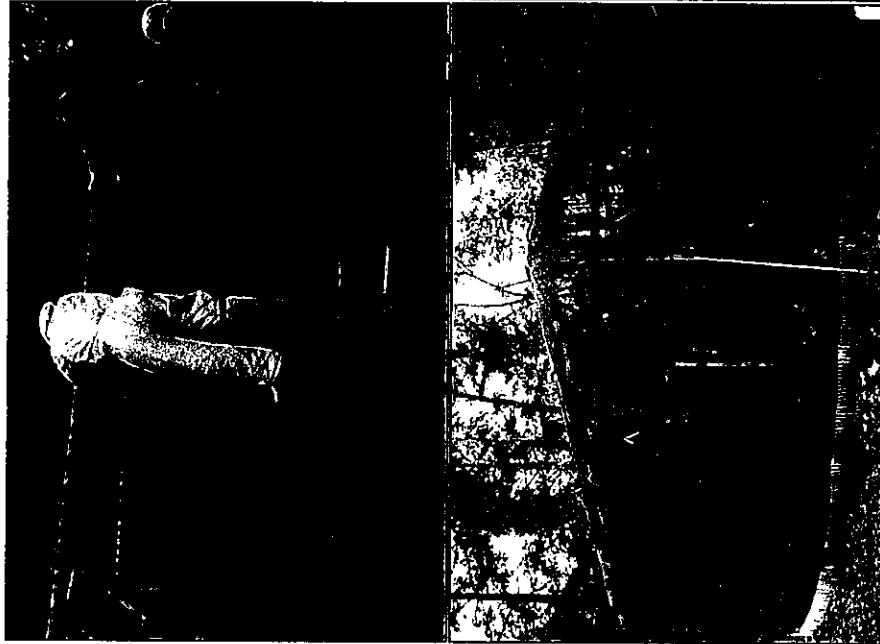
※その他:飼養衛生管理基準の項目以外に行っている衛生管理の取組を記入。

※ 特定症状(対象とする家畜伝染病:高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ)

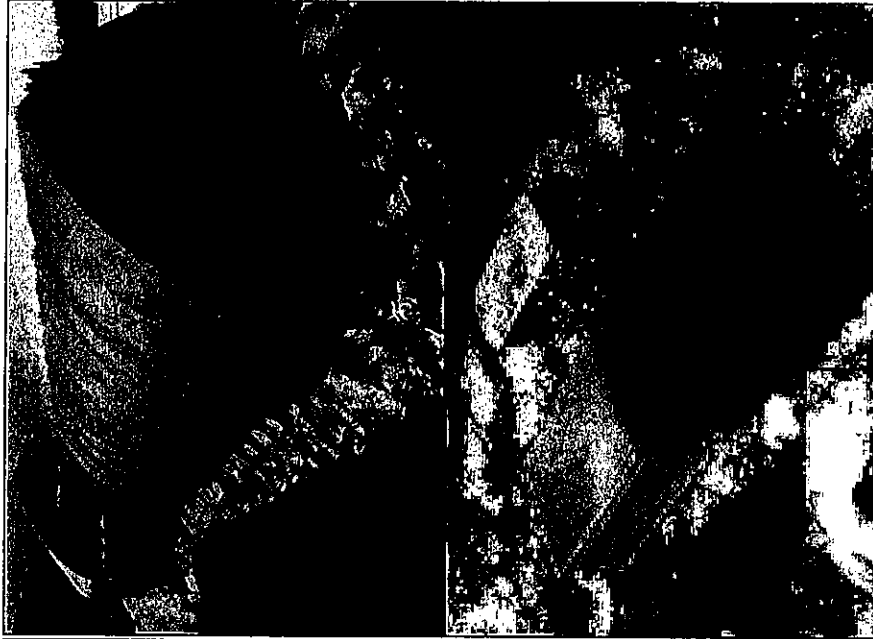
①同一の家きん舎内において、一日の家きんの死亡率が対象期間(当日から遡って21日間)における平均の家きんの死亡率の二倍以上となること。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

②家きんに対して動物用生物学的製剤を使用した場合において、当該家きんにA型インフルエンザウイルスの抗原又はA型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認されること。

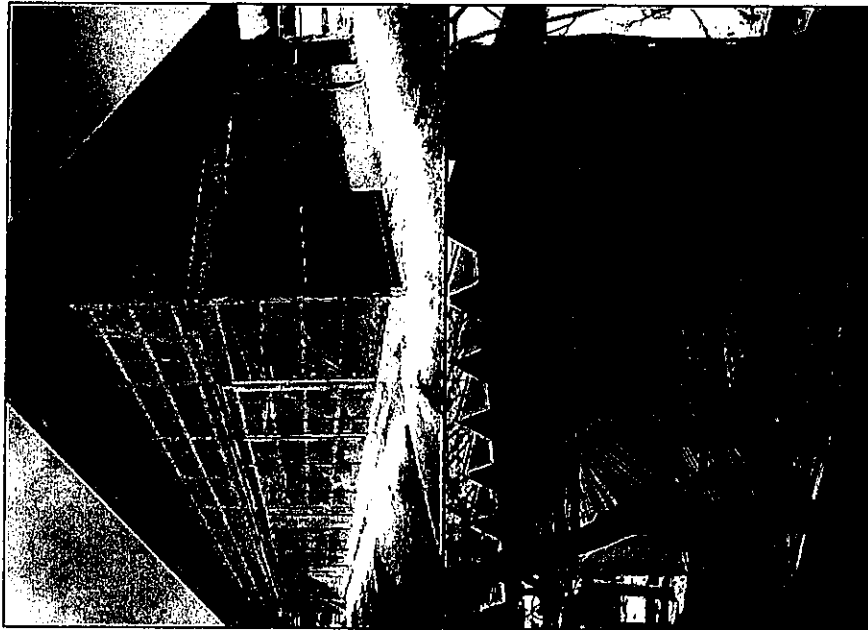
小規模な家きん飼養農場における取組事例



漁網やネット等を活用した
野生動物の侵入防止対策



消石灰の散布や踏込消毒槽の
設置による消毒の徹底



寒冷対策を兼ね、シートを張った
野生動物の侵入防止対策

環自野発第 1709121 号

平成 29 年 9 月 12 日

農林水産省 消費・安全局長 殿

環境省自然環境局長

(公印省略)

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について

自然環境行政の推進につきましては、平素より協力を頂き感謝いたします。

さて、当省では、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、本年度につきましても、本格的に渡り鳥の飛来が始まる10月より、死亡野鳥やガンカモ類の糞便を検体として高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況を検査することとされています。

今般、別添のとおり、各都道府県宛に通知しましたので、貴省におかれましても御了知の上、円滑な野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施につき協力及び関係機関への周知をよろしくお願いいたします。



環自野発第 1709121 号
平成 29 年 9 月 12 日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局
野生生物課長
(公印省略)

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について

自然環境行政の推進につきましては、平素より協力を頂き感謝いたします。

さて、本年度につきましても、本格的に渡り鳥の飛来が始まる 10 月より、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査を進めることとしています。

つきましては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（以下「対応技術マニュアル」という。）を踏まえ、以下の事項についての取組を実施願います。

また、別添のとおり農林水産省消費・安全局長から円滑な防疫対策の実施について協力依頼がありますので、了知の上、適切に対応して頂きますよう、よろしく願います。

記

1. 野鳥におけるサーベイランスの実施について

対応技術マニュアルに基づき、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査を適切に実施すること。

2. 高病原性鳥インフルエンザ発生への備えについて

鳥インフルエンザ発生時には迅速な情報の伝達等が不可欠であることから、緊急時の連絡体制等について整備するとともに、発生時に備えた資機材の配備等について対応技術マニュアルに基づき再度確認すること。

3. 関係機関及び関係部局との連携について

対応技術マニュアルに基づく野鳥のサーベイランスは、関係機関の相互の役割分担のもと実施することから、地方環境事務所等と連携する他、各都道府県におかれても、家畜衛生担当部局や公衆衛生部局等関係部局との連携を密にし、実態を踏まえ適正な体制を構築すること。

4. 感染予防対策について

中国においては、鳥インフルエンザ A (H7N9) の人への感染がいまだに確認されている。当該ウイルスは野鳥から人へ感染した事例ではなく、また日本での発生は認められていないが、鳥インフルエンザウイルスは、濃厚な接触による人への感染事例も報告されていることから、調査の実施にあたっては、調査の準備と方法、消毒方法、野鳥との接し方等について、改めて対応技術マニュアル、通知類等の情報を関係者で共有し、人への感染、ウイルスの拡散等の防止について、適切な対応が図られるよう留意すること。

飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書

●●都/道/府/県

(様式1-1)

(単位:戸)

		対象農場数 (①+②+ ③+④+⑤)	立入検査実施済み					立入検査未実施		年度内の立入予定なし	⑥過去の立入結果及び定期報告結果により立入検査を省略した農場数	⑦「改善指導中農場」の改善見込み時期及び「未確認の項目がある農場」「立入していない農場」の調査予定時期
			全項目確認済み				未確認項目有り	④立入していない農場数(※)	⑤過去の立入結果及び定期報告結果により立入検査を省略した農場数			
			①指導が不要であった農場数	②指導を行った農場数								
			うち、改善済	うち、改善指導中(※)								
鶏 (採卵用)	1,000羽以上	0	0									
	100～1,000羽未満	0	0									
鶏 (肉用)	1,000羽以上	0	0									
	100～1,000羽未満	0	0									
鶏 (卵用種鶏)	1,000羽以上	0	0									
	100～1,000羽未満	0	0									
鶏 (肉用種鶏)	1,000羽以上	0	0									
	100～1,000羽未満	0	0									
あひる	1,000羽以上	0	0									
	100～1,000羽未満	0	0									
うずら	1,000羽以上	0	0									
	100～1,000羽未満	0	0									
きじ	1,000羽以上	0	0									
	100～1,000羽未満	0	0									
ぼろぼろ鳥	100羽以上	0	0									
七面鳥	100羽以上	0	0									
だちょう	10羽以上	0	0									
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0		

注1 鶏については、飼養形態(卵用、肉用、卵用種鶏又は肉用種鶏)ごとに分類してください。なお、複数の飼養形態で経営している農場は、主たる飼養形態にカウントしてください。
 注2 平成29年4月1日以降、別添チェック表により、その遵守状況を既に確認している場合には、その結果を活用するとして差し支えありません。

指導状況の内容

●●都道府県

項目	鶏(種別用)					鶏(肉用)					鶏(肉用種鶏)									
	1,000 以下	100 - 1,000	1,000 以上	100 - 1,000	1,000 以上	1,000 以下	100 - 1,000	1,000 以上	100 - 1,000	1,000 以上	1,000 以下	100 - 1,000	1,000 以上	100 - 1,000	1,000 以上					
鶏(種別用)	○	●	▲	×	○	●	▲	×	○	●	▲	×	○	●	▲	×	○	●	▲	×
鶏(肉用)	○	●	▲	×	○	●	▲	×	○	●	▲	×	○	●	▲	×	○	●	▲	×
鶏(肉用種鶏)	○	●	▲	×	○	●	▲	×	○	●	▲	×	○	●	▲	×	○	●	▲	×
① 衛生管理区画の設定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
② 衛生管理区画の境界の明確化	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
衛生管理区画の設置状況の調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
① 必要のない等の衛生管理区画への立入制限	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
② 出入りする車両の消毒	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③ 出入りする者の手洗・靴の消毒	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④ 衛生管理区画専用の衣服・靴の着用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤ 他の畜産施設に立ち上った等の衛生管理区画への立入制限	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑥ 蒸気機の設置(過去・迎間)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑦ 他の畜産施設での使用物品の洗浄・消毒	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑧ 海外で使用した衣服・靴の持ち込み制限	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
衛生動物の搬入状況の調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
① 給排水設備・給水設備・飼料保管場所への排せつ物立入防止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
② 飲用に溜めた水の除去	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③ 防鳥ネットの設置・修繕	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④ 家畜ふん等の破砕機所の整備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤ 死体の保管場所への野生動物の侵入防止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
衛生動物の搬出状況の調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
① 家畜ふん・羽毛の定期的な清掃又は消毒	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
② 亞の家畜ふん・ケージの清掃及び消毒	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③ 適切な処理での廃棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
衛生動物の搬入状況の調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
① 従業員による特定伝染病発症時の通報体制の確保	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
② 特定伝染病発症時の出入・移動の制限	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③ 家畜の異常時の獣医師の診察	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④ 毎日の家畜の健康観察	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤ 鶏入りの疾病発生状況等の確認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑥ 鶏入家畜の隔離の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑦ 移動前の健康状態の確認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑧ 鶏体又は排せつ物の移動時の立入防止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
衛生動物の搬出状況の調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
① 埋却地の確保	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
② 焼却・化製のための準備措置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
衛生動物の搬出状況の調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
① 立入者に関する記録の作成・保管	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
② 従業員の海外渡航に関する記録の作成・保管	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③ 鶏入・出入・移動に関する記録の作成・保管	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④ 異状に関する記録の作成・保管	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
衛生動物の搬出状況の調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
① 担当職別による定例出席	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
② 従業員による通報体制の確保	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
労働環境(様式1-1)の①+②+③+④+⑤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注1 様式1-1の指導について、指導内容の項目ごとに指導対象となった農場数を数値で入力してください(うち、○は改善済、●は改善済、○は改善済)。なお、○の欄には指導が不要だった農場数を記載しないようにして下さい。
 注2 立入検査を実施したが、確認していない項目は、△にその農場数を入力してください。立入していない農場は、×にその農場数(△)を入力して下さい。なお、過去の立入結果及び定期報告結果により立入を省略した農場数(◎)は×に含めず記入して下さい。

指導状況の内容

●●都道府県

(様式1-2)

項目	あひる		うずら		きじ		ぼろぼろ鳥		七面鳥		だちよう	
	1,000 ≤	100 - 1,000	1,000 ≤	100 - 1,000	1,000 ≤	100 - 1,000	100 ≤	100 ≤	100 ≤	100 ≤	10 ≤	10 ≤
	○	△	×	○	△	×	○	△	×	○	△	×
1. 緊急対応に関する最新情報の把握等												
2. 衛生管理区域の設定												
① 衛生管理区域の設定												
② 衛生管理区域の境界の明確化												
3. 衛生管理区域の境界の検定の防止												
① 必要のない者の衛生管理区域への立入制限												
② 出入りする車両の消毒												
③ 出入りする者の手洗・靴の消毒												
④ 衛生管理区域専用の立退・靴の着用												
⑤ 靴の消毒装置に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限												
⑥ 靴の消毒装置(過去1週間)												
⑦ 靴の消毒装置での使用物品の洗浄・消毒												
⑧ 池外で使用した衣服・靴の持ち込み制限												
4. 衛生管理区域の境界の侵入防止												
① 柵設置・放水設備・飼料保管場所への排せつ物流入防止												
② 柵用に関連した水の給与												
③ 防鳥ネットの設置・修繕												
④ 家畜舎内の脱糞箇所修繕												
⑤ 死体の保管場所への野鳥糞物の流入防止												
5. 衛生管理区域の衛生状態の確保												
① 家畜舎・器具の定期的な清掃又は消毒												
② 互の家畜舎・ケージの清掃及び消毒												
③ 適切な密度での飼養												
6. 家畜の飼育管理と適切な管理(2)の項目												
① 従業員による特定伝染病の発生防止の確保												
② 特定伝染病の発生・移動の制限												
③ 家畜の異状時の獣医師の診察												
④ 毎日の家畜の健康観察												
⑤ 導入元の疾病発生状況等の確認												
⑥ 導入家畜の隔離の実施												
⑦ 移動時の健康状態の確認												
⑧ 死体又は排せつ物の移動時の搬出防止												
7. 適切な管理												
① 建物等の確保												
② 印刷・複製のための設備設置												
8. 適切な管理(2)の項目(2)の項目の作成(3)の項目												
① 立入者に関する記録の作成・保管												
② 従業員の手洗・移動に関する記録の作成・保管												
③ 導入・出所・移動に関する記録の作成・保管												
④ 異状に関する記録の作成・保管												
9. 大規模飼育場に関する適切な管理												
① 担当職員による定期指導												
② 従業員による定期指導												
指導回数(様式1-1)の①+②+③+④+⑤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1 様式1-1の指導について、指導内容の項目ごとに指導回数と
注2 立入検査を実施したが、確認していない項目は、△にその指導、